

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号）

改正後	現行
<p>I・II [略]</p> <p>III 許可後の手続き</p> <p>1 貨物又は技術の再輸出若しくは再販売又は再提供に係る事前同意手続き</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 注意事項</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 我が国又は「い地域①」若しくは「り地域」を仕向地とする貨物の再輸出又は技術の再提供である場合については、経済産業省から特に指示のあるものを除き、経済産業省の事前同意を得ることは不要とします。なお、別表1又は別表2の「仕向地」又は「提供先国」の欄において、「い地域②」、「は地域①」又は「ほ地域」とあるものについては、それらに対応する別表1の「貨物」の欄に掲げる貨物又は別表2の「技術」の欄に掲げる技術の再輸出等の事前同意相談の回答において、以後は事前同意相談の対象としない旨条件等として付すことがあります。</p> <p>⑤・⑥ [略]</p> <p>2 大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う事前同意手続き</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 注意事項</p>	<p>I・II [略]</p> <p>III 許可後の手続き</p> <p>1 貨物又は技術の再輸出若しくは再販売又は再提供に係る事前同意手続き</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 注意事項</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 我が国又は「い地域①」若しくは「り地域」を仕向地とする貨物（「り地域」を仕向地とする貨物にあっては、<u>輸出令別表第1の3の項（1）に掲げる貨物であって貨物等省令第2条第1項第一号へに該当する貨物、5の項（17）に掲げる貨物であって貨物等省令第4条第十四号ロに該当する貨物及び7の項（19）に掲げる貨物であって貨物等省令第6条第十九号に該当する貨物を除く。</u>）の再輸出又は技術（「り地域」を仕向地とする技術にあっては、<u>外為令別表の3の項（1）に掲げる技術であって輸出令別表第1の3の項（1）の貨物のうち貨物等省令第2条第1項第一号へに該当するものの設計、製造又は使用に係るもの、5の項（1）に掲げる技術であって貨物等省令第17条第1項第三号に該当するもの（輸出令別表第1の5の項（17）に掲げる貨物であって貨物等省令第4条第十四号ロに該当するものの設計又は製造に必要なものに限る。）及び7の項（1）に掲げる技術であって貨物等省令第19条第1項第二号に該当するもの（輸出令別表第1の7の項（19）に掲げる貨物であって貨物等省令第6条第十九号に該当するものの設計又は製造に必要なものに限る。）を</u>除く。）の再提供である場合については、経済産業省から特に指示のあるものを除き、経済産業省の事前同意を得ることは不要とします。なお、別表1又は別表2の「仕向地」又は「提供先国」の欄において、「い地域②」、「は地域①」又は「ほ地域」とあるものについては、それらに対応する別表1の「貨物」の欄に掲げる貨物又は別表2の「技術」の欄に掲げる技術の再輸出等の事前同意相談の回答において、以後は事前同意相談の対象としない旨条件等として付すことがあります。</p> <p>⑤・⑥ [略]</p> <p>2 大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う事前同意手続き</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 注意事項</p>

①～③ (略)

④ 役務取引の許可を受けて提供した設計又は製造に係る技術を利用する者が製造した製品の輸出先又は販売先の確定に伴い、提供の相手方から事前同意を求められた場合の経済産業省の事前同意についても、我が国又は「い地域①」若しくは「り地域」を仕向地として輸出される場合には、経済産業省から特に指示のあるものを除き、不要とします。

⑤・⑥ (略)

IV・V [略]

別表1 貨物、仕向地及び提出書類

貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物	「 <u>い地域①</u> 」及び「 <u>り地域</u> 」	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの	<u>と地域①</u>	A	経済産業局(※1)

①～③ (略)

④ 役務取引の許可を受けて提供した設計又は製造に係る技術を利用する者が製造した製品の輸出先又は販売先の確定に伴い、提供の相手方から事前同意を求められた場合の経済産業省の事前同意についても、我が国又は「い地域①」若しくは「り地域」を仕向地として輸出される場合(「り地域」を仕向地とする場合)については、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって貨物等省令第2条第1項第一号へに該当する貨物、5の項(17)に掲げる貨物であって貨物等省令第4条第十四号ロに該当する貨物及び7の項(19)に掲げる貨物であって貨物等省令第6条第十九号に該当する貨物が輸出される場合を除く。には、経済産業省から特に指示のあるものを除き、不要とします。

⑤・⑥ (略)

IV・V [略]

別表1 貨物、仕向地及び提出書類

貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物	<u>い地域①</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物(ただし、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号へに該当するものを除く。)</u>	<u>り地域</u>	<u>A</u>	<u>経済産業局</u>
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第2条第1項第一号へに該当する貨物</u>	<u>り地域</u>	<u>D1</u>	<u>本省</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの	<u>と地域①(り地域を除</u>	A	経済産業局(※1)

(イ) ~ (チ) [略]			
[略]	[略]	[略]	[略]
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

(イ) ~ (チ) [略]	く)		
[略]	[略]	[略]	[略]
<u>輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの</u> (イ) 告示で定める貨物 (ロ) 輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第十四号ロに該当するもの (ハ) 輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)に該当するもの (ニ) 輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十七号へ(四)に該当するもの (ホ) 輸出令別表第1の7の項(18)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)に該当するもの (ヘ) 輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第十九号に該当するもの (ト) 輸出令別表第1の7の項(22)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十二号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第二十四号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの (チ) 輸出令別表第1の7の項(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十三号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第二十四号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの (リ) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる	り地域	A	経済産業局(※1)

[略]	[略]	[略]	[略]
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
[略]	[略]	[略]	[略]

※1 [略]
(注1)～(注4) [略]

別表2 技術、提供先国及び提出書類

技術	提供先国	提出書類	申請窓口
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物に係る技術	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

<u>貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハのいずれかに該当するもの</u> (ヌ) 輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当するもの			
[略]	[略]	[略]	[略]
<u>輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であって貨物等省令第4条第十四号ロに該当する貨物及び輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物であって貨物等省令第6条第十九号に該当する貨物</u>	<u>り地域</u>	<u>C</u>	<u>本省</u>
[略]	[略]	[略]	[略]

※1 [略]
(注1)～(注4) [略]

別表2 技術、提供先国及び提出書類

技術	提供先国	提出書類	申請窓口
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物に係る技術	<u>い地域①</u>	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
<u>外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物に係る技術(ただし、貨物等省令第2条第1項第一号へに掲げる貨物に係る技術を除く。)</u>	<u>り地域</u>	<u>TA</u>	<u>経済産業局</u>
<u>外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第一号へ</u>	<u>り地域</u>	<u>TD1</u>	<u>本省</u>

[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術(ただし、別表2の付表1及び別表2の付表2に掲げる技術を除く。)	と地域①	TA	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]
別表2の付表1・別表2の付表2 [略]
別表3～別表6 [略]
別記1～別記5 [略]
様式1・様式2 [略]

に該当する貨物に係る技術			
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術(ただし、別表2の付表1及び別表2の付表2に掲げる技術を除く。)	と地域① (り地域を除く)	TA	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術のうち、以下のいずれにも該当しないもの (イ) 別表2の付表1又は別表2の付表2に掲げる技術 (ロ) 外為令別表の5の項の中欄に掲げる技術であつて、輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第4条第十四号ロに該当する貨物に係る技術 (ハ) 外為令別表の7の項の中欄に掲げる技術であつて、輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十九号に該当する貨物に係る技術	り地域	TA	経済産業局
外為令別表の5の項の中欄に掲げる技術であつて輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第4条第十四号ロに該当する貨物に係る技術又は外為令別表7の項の中欄に掲げる技術であつて輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十九号に該当する貨物に係る技術	り地域	TC	本省
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]
別表2の付表1・別表2の付表2 [略]
別表3～別表6 [略]
別記1～別記5 [略]
様式1・様式2 [略]

様式3

(略)

最終用途誓約書

(略)

第3節：誓約事項

(略)

(d) 我々(私)は、上記の貨物等を経済産業省から義務を課された（日本の輸
出者名）の事前同意なく所有権・使用権を国内の第三者に移転しません。

第2節で示した貨物等は にのみ販売され に使用されます。

(略)

様式4～様式22 [略]

様式3

(略)

最終用途誓約書

(略)

第3節：誓約事項

(略)

(d) 我々(私)は、上記の貨物等を経済産業省から義務を課された（日本の輸
出者名）の事前同意なく所有権・使用権を国内の第三者に移転しません。

(e) 第2節で示した貨物等は にのみ販売され に使用されます。

(略)

様式4～様式22 [略]